

使用目的の変更に関する覚書

お客様（本覚書添付のグループ企業使用・サービス使用変更申請書（以下「本申請書」といいます。）
3. 申請者情報に記載された法人または団体をいい、以下「甲」といいます。）および株式会社セゾン情報システムズ（以下「乙」といいます。）は、甲乙間で別途締結した乙のソフトウェア（マニュアルその他の関連文書および資料を含み、以下「本製品」といいます。）に関する使用許諾契約（以下「原使用許諾契約」といいます。）を変更することについて、以下のとおり覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結します。なお、本製品の詳細（シリアル番号、製品名、使用形態、その他の事項）は、本申請書に記載の通りとします。

第1条（使用権の許諾）

1. 原使用許諾契約の規定にかかわらず、本覚書の締結日以降における甲の本製品の使用に関する条件は、原使用許諾契約の規定に代わって、以下の乙のサイトへ掲載する本覚書の締結日における最新の使用許諾契約書（以下「本使用許諾契約」といいます。）の規定を適用するものとし、甲はこれに承諾するものとします。

サイトURL：https://www.hulft.com/buy/new/license_agreement.html

2. 本使用許諾契約の規定にかかわらず、乙は甲に対して、本覚書の規定に基づき本製品の使用者および使用形態（以下「使用形態等」といいます。）による本製品の使用を許諾します。その場合でも、本覚書に定めのない事項については、本使用許諾契約の規定が適用されるものとします。

第2条（バージョンアップ時の取扱い）

甲は、本製品のバージョンアップ時の取扱いについて次の各号に同意するものとします。

- (1) 本覚書は本製品にのみ適用されるものであって、本製品のバージョンアップを実施した場合には当該バージョンアップ後の製品（以下「バージョンアップ製品」といいます。）には、本条の規定を除き本覚書は適用されないこと
- (2) 本製品のバージョンアップを実施した場合、バージョンアップ製品に関するバージョンアップ時点の最新の使用許諾契約書の規定に従うこと
- (3) 本製品のバージョンアップを実施した場合、乙所定の使用形態に応じたライセンス移行手続（追加のライセンス移行費用の支払いが伴う場合もあり得えます。）を行うこと

第3条（甲の責任）

本覚書締結後、甲が本覚書および本使用許諾契約の規定に違反した場合、乙は甲に対して、本使用許諾契約の定めに基づく措置を行うことができるほか、当該違反行為の態様、期間、その他諸般の事情を勘案の上、違反行為の是正、本覚書および本使用許諾契約の解除、または、甲に対する損害賠償請求のいずれかの措置、あるいは全ての措置を求めることができるものとし、甲はこれに従うものとします。

第4条（本覚書の終了）

1. 本覚書は本覚書の締結日から2021年6月30日まで有効に存続するものとします。ただし、乙から期間満了の1か月前までに本覚書終了の意思表示がなされない場合には、本覚書はさらに同一の条件で1年間延長されるものとし、以降もまた同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、本製品に紐づく使用許諾契約がすべて終了した場合、本覚書も同時に終了するものとします。

第5条（本使用許諾契約の適用）

その他、本覚書に定めのない事項については、本使用許諾契約の規定が適用されるものとします。

本覚書締結の証として、乙が本覚書の電子ファイルを印刷のうえ記名押印した文書（副本1）を作成し、甲に対して当該文書を電子メールに添付して送信するものとし、甲は、乙が記名押印した文書の電子ファイルを印刷のうえ甲自らも記名押印した文書（副本2）を作成し、乙に対して当該副本を電子メールに添付して送信するとともに、甲は副本2を、乙は副本1及び副本2の写しをそれぞれ保有するものとします。なお、本覚書は、2通の副本を作成して締結するものとし、各副本は原本とみなされ、本覚書正本を構成するものとします。

年 月 日

甲：

乙：

東京都港区赤坂一丁目8番1号
株式会社セゾン情報システムズ
代表取締役社長 内田 和弘